

一般財団法人宮崎県交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人宮崎県交通安全協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所（以下「本部」という。）を宮崎県宮崎市に置く。

2 本会に従たる事務所（以下「支部」という。）を置き、その名称及び所在地は別表のとおりとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、交通の危険防止のため交通道德の普及高揚を図り、もって交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 交通安全に関する広報啓発事業
- (2) 交通安全を推進するための事業
- (3) 交通安全活動の指導者の育成
- (4) 交通安全に功労のあった者及び団体等の表彰
- (5) 自動車運転者等の安全運転教育
- (6) 交通安全に関する調査及び研究
- (7) 交通安全に関する教材及び各種資料の刊行
- (8) 宮崎県公安委員会、地方公共団体等から指定又は委託を受けて行う事業
- (9) 宮崎県交通安全活動推進センターに関する事業
- (10) 宮崎県収入証紙の売りさばき事業
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮崎県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の区別)

第5条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 本会は、基本財産について適正な維持及び管理に努めなければならない。基本財産を処分若しくは担保に提供するとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理運用)

第7条 本会の資産の管理運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第9条 本会の会計は、公益法人の会計基準に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書については、本部及び支部に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。
- 3 やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、予算の成立の日まで前会計年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号、第5号及び第7号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を本部に5年間、支部に3年間備え置くとともに、定款を本部及び支部に備え置くものとする。

（長期借入金等）

- 第12条 本会が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 2 前項の規定は、本会が重要な財産の処分又は譲り受ける場合に準用する。

第4章 評議員

（評議員）

第13条 本会に、評議員5名以上12名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

- 第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から同法第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員は、本会の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受けの承認
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分若しくは担保提供又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に

基づき会長が招集する。

- 2 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受けの承認
 - (4) 基本財産の処分若しくは担保提供又は除外の承認
 - (5) その他一般法人法第189条第2項で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人

2名以上が、これに記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、専務理事をもって同項第2号に規定する業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び本会の職員に対して事業の報告を求め、本会

の業務及び財産の状況を調査することができる。

- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会の決議によって定める額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前2項の規定による報酬の支給及び費用の支弁に関して必要な事項は、評議員会の決議を経て会長が別に定める。

(顧問)

第31条 本会に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、本会の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用を役員に準じて支弁することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 支部その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第34条 理事会は、定時理事会として毎事業年度6月及び3月の2回開催するほか、臨時理事会として次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から会長に対し、招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週

間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号により理事又は前条第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会開催日の1週間前までに、理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会 員

(会員の種類及び資格)

第40条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员 自動車運転免許を保有する者で、本会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 交通安全、社会教育等の団体で、本会の目的に賛同して入会したもの
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体で、本会に入会したもの

2 会員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(会費)

第41条 会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するため、本部及び各支部に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 職員の任免は、会長が行う。
- 5 本部の事務局長は、専務理事をもってこれに充てることができる。
- 6 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(備付資料)

第43条 事務局には、常に次に掲げる書類等を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認可、許可、承認及び登記に関する書類

- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 事業の計画及び報告に関する書類
- (6) 収入支出に関する書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 公益目的支出計画実施報告書
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって決議したときは、変更することができる。

2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第45条 本会は、基本財産の滅失その他の事由による本会の目的である事業の成功の不能その他一般法人法第202条に定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第46条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、本部の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は矢野久也、副会長は溝口誠二及び田崎登保、専務理事は柄本憲生とする。
- 4 本会の最初の評議員は、上原道子、丸山宏三、田村 努、鈴木藤見、中村忠人、田川 寛、金子孝也、野中秋芳、中原雅男及び白方 寛とする。

附 則

- 1 この定款は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

支部の名称	支部の所在地
宮崎北地区交通安全協会	宮崎県宮崎市
宮崎南地区交通安全協会	宮崎県宮崎市
日南地区交通安全協会	宮崎県日南市
串間地区交通安全協会	宮崎県串間市
都城地区交通安全協会	宮崎県都城市
小林地区交通安全協会	宮崎県小林市
えびの地区交通安全協会	宮崎県えびの市
高岡地区交通安全協会	宮崎県宮崎市
西都地区交通安全協会	宮崎県西都市
高鍋地区交通安全協会	宮崎県児湯郡高鍋町
日向地区交通安全協会	宮崎県日向市
延岡地区交通安全協会	宮崎県延岡市
高千穂地区交通安全協会	宮崎県西臼杵郡高千穂町